

市第86号議案

横浜市営住宅条例の一部改正

横浜市営住宅条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年12月 6 日提出

横浜市長 林 文 子

横浜市条例（番号）

横浜市営住宅条例の一部を改正する条例

横浜市営住宅条例（平成 9 年 2 月横浜市条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

目次中「第64条」を「第64条の 2」に改める。

第 5 条第 1 項に次の 1 号を加える。

(5) インターネット

第 6 条第 4 号中「市営住宅の」を「市営住宅又は横浜市改良住宅条例（昭和37年 3 月横浜市条例第 7 号）第 2 条第 2 号に規定する改良住宅建替事業による改良住宅の」に改める。

第 7 条第 2 項に次の 1 号を加える。

(10) 横浜市犯罪被害者等支援条例（平成30年12月横浜市条例第62号）第 2 条第 2 号に規定する犯罪被害者等（前号に掲げる者を除く。）のうち、次のいずれかに該当するもの

- ア 犯罪等（犯罪被害者等基本法（平成16年法律第 161 号）第 2 条第 1 項に規定する犯罪等をいう。以下同じ。）により被害（横浜市犯罪被害者等支援条例第 2 条第 7 号に規定する二次被害及び同条第 8 号に規定する再被害を含む。）を受けたために収入が減少し、生計を維持することが困難となった者
- イ 居住している住宅又はその付近において犯罪等が行われた

ために、従前の住宅に居住することが困難となった者

第 8 条第 1 項中「第 44 条第 3 項」の次に「（住宅地区改良法（昭和 35 年法律第 84 号）第 29 条第 1 項の規定により準用される場合を含む。）」を加え、「の用途の廃止により当該市営住宅」を「若しくは横浜市改良住宅条例第 2 条第 1 号に規定する改良住宅（以下「改良住宅」という。）の用途の廃止により、当該市営住宅又は改良住宅」に改める。

第 10 条第 1 項中「選考し、」の次に「規則で定めるところにより」を加える。

第 11 条第 1 項中「市営住宅の入居者の公募を行う場合及び市営住宅」を「市営住宅及び改良住宅等（横浜市改良住宅条例第 2 条第 3 号に規定する改良住宅等をいう。以下同じ。）の入居者の公募を行う場合並びに市営住宅及び改良住宅等」に、「横浜市営住宅入居者選考審議会」を「横浜市市営住宅等入居者選考審議会」に改め、同条第 2 項中「横浜市営住宅入居者選考審議会」を「横浜市市営住宅等入居者選考審議会」に改める。

第 13 条の見出し中「新設住宅の」を削り、同条第 1 項中「新設住宅の」を削り、「ものとする」を「ことができる」に改め、同条第 2 項中「せず、又は入居者が当該市営住宅を立ち退き、若しくは第 47 条第 2 項の規定により市営住宅を明け渡した」を「しない」に改める。

第 15 条第 1 項第 1 号中「市内に住所を有する者（市外に住所を有する者のうち市長が特に認めるものを含む。）で、入居決定者と同程度以上の収入を有するもののうち、市長が適当と認める連帯保証人 1 人の署名する」を削り、同条第 3 項中「請書に連帯保証人の署

名を必要としないこととし、又は」を削り、「若しくは」を「又は」に改める。

第25条第1項中「2月分」を「3月分」に改める。

第46条の見出し中「市営住宅の」を「市営住宅等の」に改め、同条中「第44条第3項」の次に「（住宅地区改良法第29条第1項の規定により準用される場合を含む。）」を加え、「市営住宅の用途」を「市営住宅又は改良住宅の用途」に、「市営住宅の除却」を「市営住宅又は改良住宅の除却」に、「当該市営住宅」を「当該市営住宅又は改良住宅」に、「従前の市営住宅」を「従前の市営住宅又は改良住宅」に改める。

第47条第3項中「年5分の割合」を「法定利率」に改める。

第4章中第64条の次に次の1条を加える。

（目的外使用等）

第64条の2 市長は、第56条の規定にかかわらず、市営住宅の入居者又は同居者による駐車場の使用を妨げない範囲において、規則で定める場合に限り、これらの者以外の者に対し、駐車場を使用させることができる。

2 前項の規定により駐車場を使用させる場合には、第57条から前条までの規定は、適用しない。

第68条第1項中「（改良住宅（横浜市改良住宅条例（昭和37年3月横浜市条例第7号）第2条第1号に規定する改良住宅をいう。以下同じ。））」を「（改良住宅等）」に、「同条第2号」を「横浜市改良住宅条例第2条第4号」に、「並びに改良住宅」を「並びに改良住宅等」に改める。

第69条第1項中「置く」を「置くことができる」に改める。

## 附 則

### (施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第13条、第15条、第25条第1項及び第47条第3項の改正規定並びに第4章中第64条の次に1条を加える改正規定は、令和2年4月1日から施行する。

### (経過措置)

- 2 この条例による改正後の横浜市営住宅条例（以下「新条例」という。）第15条第1項第1号及び第3項の規定は、前項ただし書に規定する日（以下「一部施行日」という。）以後に提出する請書について適用し、一部施行日前に提出する請書についてはなお従前の例による。
- 3 新条例第25条第1項の規定は、一部施行日以後にする入居の申込みに係る保証金の金額について適用し、一部施行日前にする入居の申込みにについてはなお従前の例による。

## 提 案 理 由

民法の一部改正に伴い所要の規定整備を図るとともに、犯罪被害者等を入居者資格の特例の対象に加え、及び入居時の連帯保証人の設定を不要とする等のため、横浜市営住宅条例の一部を改正したいので提案する。

## 参 考

## 横浜市営住宅条例（抜粋）

（上段 改正案）  
（下段 現 行）

## 目次

（第 1 章から第 3 章まで省略）

第 4 章 駐車場の管理（第 55 条 — 第 64 条の 2）  
第 64 条

（第 5 章及び附則省略）

（入居者の公募の方法）

第 5 条 市長は、前条に定める公募を行う場合は、次に掲げる方法のうち 2 以上の方法によって行うものとする。

（第 1 号から第 4 号まで省略）

(5) インターネット

（第 2 項省略）

（公募の例外）

第 6 条 市長は、次に掲げる事由に係る者を公募を行わず、市営住宅に入居させることができる。

（第 1 号から第 3 号まで省略）

(4) 市営住宅建替事業による 市営住宅又は横浜市改良住宅条例（昭和 37 年 3 月横浜市条例第 7 号）第 2 条第 2 号に規定する改良住宅建替事業による改良住宅の除却

（第 5 号から第 8 号まで省略）

（入居者の資格）

第 7 条 （第 1 項省略）

2 前項第 1 号及び第 3 号から第 5 号までに規定する条件を具備する次に掲げる者（心身に著しい障害があるために常時の介護を必

要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者（以下「単身生活困難者」という。）を除く。）は、同項第 2 号の規定にかかわらず、現に同居し、又は同居しようとする親族がない場合であっても、規則で定める規模の市営住宅に入居することができる。

（第 1 号から第 9 号まで省略）

(10) 横浜市犯罪被害者等支援条例（平成 30 年 12 月横浜市条例第 62 号）第 2 条第 2 号に規定する犯罪被害者等（前号に掲げる者を除く。）のうち、次のいずれかに該当するもの

- ア 犯罪等（犯罪被害者等基本法（平成 16 年法律第 161 号）第 2 条第 1 項に規定する犯罪等をいう。以下同じ。）により被害（横浜市犯罪被害者等支援条例第 2 条第 7 号に規定する二次被害及び同条第 8 号に規定する再被害を含む。）を受けたために収入が減少し、生計を維持することが困難となった者
- イ 居住している住宅又はその付近において犯罪等が行われたために、従前の住宅に居住することが困難となった者

（第 3 項から第 6 項まで省略）

（入居者資格の特例）

第 8 条 市営住宅の借上げに係る契約の終了又は法第 44 条第 3 項（住宅地区改良法（昭和 35 年法律第 84 号）第 29 条第 1 項の規定により準用される場合を含む。））の規定による市営住宅若しくは横浜市の用途の廃止市改良住宅条例第 2 条第 1 号に規定する改良住宅（以下「改良住宅」という。）の用途の廃止により、当該市営住宅又は改良住宅の明渡しをしようとする入居者が、当該明渡しに伴い他の市営住宅に入居の申込みをした場合においては、その者は、前条第 1 項



ものとする。

(第3項省略)

(住宅入居の手續及び許可)

第15条 入居決定者は、市長が指定する期日までに、次に掲げる手續をしなければならない。

- (1) 市内に住所を有する者(市外に住所を有する者のうち市長が特に認めるものを含む。)で、入居決定者と同程度以上の収入を有するもののうち、市長が適当と認める連帯保証人1人の署名する請書を提出すること。

(第2号及び第2項省略)

- 3 市長は、第1項の規定にかかわらず、入居決定者についての特別の事情があると認めるときは、請書に連帯保証人の署名を必要としないこととし、又は保証金の額を減免し、又はその徴収を猶予することができる。

(第4項省略)

(保証金)

第25条 市長は、入居者から入居時における $\frac{3}{2}$ 月分の使用料に相当する金額の保証金を徴収する。

(第2項及び第3項省略)

(市営住宅等の用途の廃止による他の市営住宅への入居の際の使用料の特例)

第46条 市長は、法第44条第3項(住宅地区改良法第29条第1項の規定により準用される場合を含む。)の規定による市営住宅又は市営住宅の用途の廃止による市営住宅又は改良住宅の除却に伴い、当該市営住宅又は改良住宅の入居者を他の市営住宅に入居させ、当該市営住宅

る場合において、新たに入居する市営住宅の使用料が従前の市営住宅又は改良住宅の最終の使用料を超えることとなり、当該入居者の居住の安定を図るため必要があると認めるときは、第 19 条第 1 項、第 36 条第 1 項又は第 39 条第 1 項の規定にかかわらず、令第 12 条で定めるところにより、当該入居者の使用料を減額するものとする。

(住宅の明渡請求)

第 47 条 (第 1 項及び第 2 項省略)

3 市長は、第 1 項第 1 号の規定に該当することにより同項の請求を行ったときは、当該請求を受けた者に対して、入居した日から請求の日までの期間については、近傍同種の住宅の家賃の額とそれまでに支払いを受けた使用料の額との差額に $\frac{\text{法定利率}}{\text{年 5 分の割合}}$ による支払期後の利息を付した額の金銭を、請求の日の翌日から当該市営住宅の明渡しを行う日までの期間については、毎月、近傍同種の住宅の家賃の額の 2 倍に相当する額の金銭を徴収することができる。

(第 4 項から第 6 項まで省略)

(目的外使用等)

第 64 条の 2 市長は、第 56 条の規定にかかわらず、市営住宅の入居者又は同居者による駐車場の使用を妨げない範囲において、規則で定める場合に限り、これらの者以外の者に対し、駐車場を使用させることができる。

2 前項の規定により駐車場を使用させる場合には、第 57 条から前条までの規定は、適用しない。

(横浜市市営住宅等指定管理者選定評価委員会)

第 68 条 指定管理者 ~~(改良住宅等~~  
~~(改良住宅 (横浜市改良住宅条例 (昭和 37 年 3~~

~~月横浜市条例第 7 号) 第 2 条第 1 号に規定する改良住宅をいう。~~  
~~以下同じ。)~~ ~~及び地区施設 (横浜市改良住宅条例第 2 条第 4 号に~~  
~~同条第 2 号~~  
規定する地区施設をいう。以下同じ。)) の指定管理者を含む。以  
下この項において同じ。)) の候補者の選定、指定管理者による市  
営住宅及び共同施設 ~~並びに改良住宅等~~ ~~並びに改良住宅~~ 及び地区施設の管理の業務  
に係る評価等について調査審議するため、横浜市市営住宅等指定  
管理者選定評価委員会を置く。

(第 2 項及び第 3 項省略)

(市営住宅監理員及び市営住宅管理人)

第 69 条 市営住宅及び共同施設の管理に関する事務を行わせ、並び  
に市営住宅及びその環境を良好な状態に維持するよう入居者に必  
要な指導を行わせるため、市営住宅監理員 (以下「監理員」とい  
う。)) ~~を置くことができる。~~  
~~置く~~

(第 2 項及び第 3 項省略)